

# **汚職防止対策**

**令和2年10月**

**武蔵村山市**



## 目次

はじめに	1
第1 事故の概要	2
第2 事故に関する事実	2
第3 汚職防止対策の検討方法	3
第4 汚職防止対策	4
1 コンプライアンスの徹底	4
2 人事・組織マネジメントの強化・充実	7
3 主管課契約の見直し	8
4 委託契約に係る変更契約の改善	9
5 その他	9
資料編	11
1 武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会	13
2 武蔵村山市汚職防止対策検討委員会	19



## はじめに

もとより、市政を円滑に運営するためには、市民からの信頼が不可欠であり、これまでも市民から信頼される市役所であるため、全庁を挙げて服務規律の確保等に努めてきました。

また、平成27年3月に「武蔵村山市職員倫理の指針」を策定し、全ての職員が公務員倫理と法令遵守に対し共通の認識を持って行動することにより、市民からより一層信頼される職員となり、信頼される市役所を目指して日々の業務に当たっているとごさいます。

しかし、今回元職員が起こした事故により、これまで積み上げてきた市民からの信頼は著しく失墜してしまいました。また、従来 of 取組では全ての職員に対しコンプライアンス意識を徹底することができていなかったこと、人事・組織マネジメントの不足、契約事務手続における課題等が明らかになりました。

そこで、二度とこのような事故を起こさないため、汚職防止対策の検討について関係部署に指示を行い、市職員による武蔵村山市汚職防止対策検討委員会を設置し、令和元年11月19日から計5回にわたる検討を経て、報告書の提出を受けました。

その後、識見を有する者で組織する武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会を設置し、令和2年2月21日から計4回にわたり御審議をいただき、先述の報告書についても様々な視点から貴重な御意見や御提言をいただきました。

この度、講ずべき汚職防止対策について一定の結論を得たので、ここに策定するものでごさいます。

本対策の作成に当たり、武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会の委員の皆様におかれましては、精力的に御審議をいただき、大変感謝申し上げます。

市民の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げますとともに、今後は、市職員一丸となって再発防止策を実行し、改善に努め、市民の信頼回復を図ってまいります。

令和2年10月

武蔵村山市長 藤野 勝

## 第1 事故の概要

平成30年度から都市整備部道路下水道課維持補修係主任として、道路、河川等の維持管理に関する業務を担当し、本市が発注する樹木剪定、伐採及び除草等の委託契約に係る設計金額の積算や業者選定等の職務に従事していた元職員Aは、同年度に、本市が発注する道路、河川等の維持管理に関する樹木剪定及び伐採業務の委託契約の受注に関し、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、受託事業者から現金合計20万円の賄賂を収受したものである。

## 第2 事故に関する事実

東京地方裁判所立川支部で行われた全3回の公判における元職員Aの証言や、関係者の供述調書等について、裁判所で以下の点を事実として認定した。

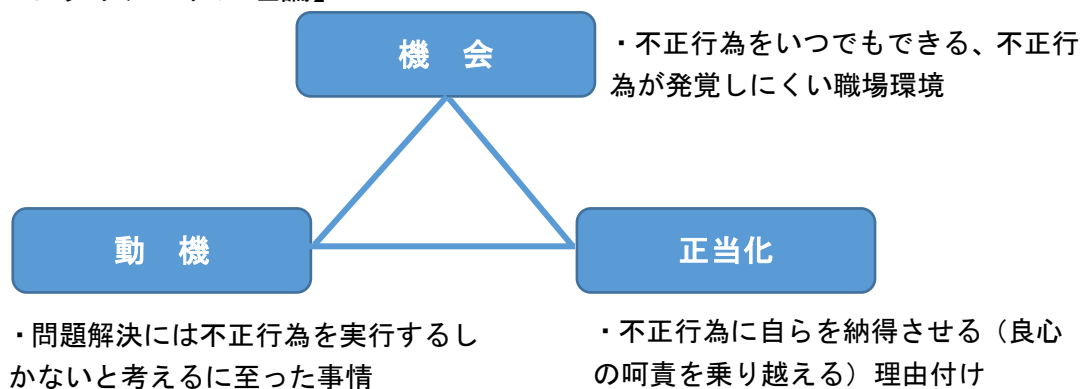
- 1 元職員Aは、私生活において金銭面で苦慮しており、借金をできる人を探していた。
- 2 元職員Aは、現金を合計で3回収受しており、3回目に収受した7万円は、平成30年10月31日に契約した自転車道樹木支障枝剪定委託（契約金額248万4千円）の追加変更契約の見積額を水増しするよう受託事業者に指示し、結果として約46万円で契約した当該追加変更契約の契約金額の一部をキックバックさせたものである。
- 3 元職員Aは、現金を収受した3回のうち、1回目と2回目は、収受した当時は個人的な行為であると認識しており、賄賂という認識がなかった。
- 4 元職員Aは、借金をしたと考えているが、当該受託事業者との職務上の関係から、当該受託事業者は借金を断れないと考えており、純粋な借金ではないという認識があった。
- 5 元職員Aが、具体的に便宜を供与したかの確認はできていない。

### 第3 汚職防止対策の検討方法

不正行為は、機会・動機・正当化の3つの要因が全て揃ったときに発生するとされている。（不正のトライアングル理論）

これを用いて、今回の事故が発生した原因分析を行い、汚職防止対策の検討を行うこととする。

#### 【不正のトライアングル理論】



#### 1 機会

元職員Aは、贈賄容疑で逮捕された受託事業者とは、5万円未満の主管課発注※による樹木剪定の業務委託等を行う必要から、庁舎内外で頻繁に接触する機会があった。

※ 本市の契約事務規則では、5万円未満の委託契約については、見積書の徴収を省略することができる。

#### 2 動機

元職員Aは、私生活において金銭面で苦慮している状況があり、借金をできる人を探していた。

そのような中、平成30年6月に、樹木剪定に係る5万円未満の主管課発注を当該受託事業者を立て続けに行ったことから、恩義を感じていると考え、金銭を用立ててもらえないかと打診しようと思いついたものである。

#### 3 正当化

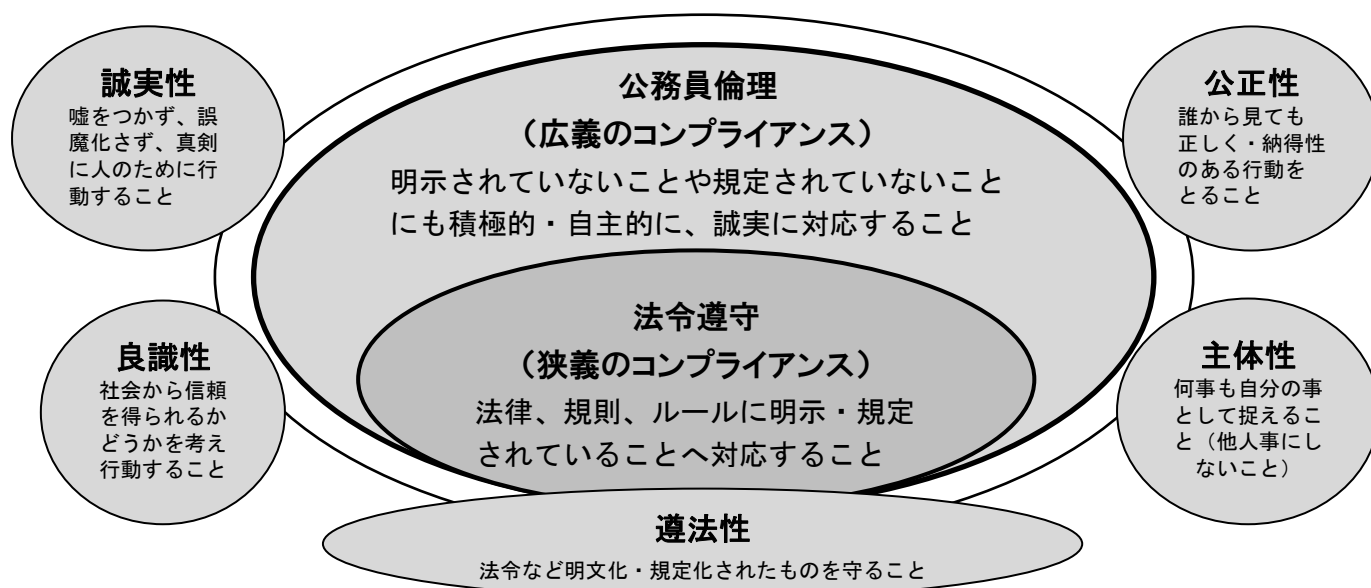
元職員Aは、1回目と2回目の現金の收受について、そもそも収賄に当たると認識しておらず、コンプライアンス意識が欠如していたために発生したと考えられる。しかし、3回目の收受の契機となった追加変更契約においては、見積額を水増しするよう指示し、その一部をキックバックするよう要求しており、この行為が不正行為である認識はあったが、私生活において金銭面で苦慮しており、他に頼れる人がいない状況であったことを理由に、利害関係者である当該受託事業者から金銭を收受することはやむを得ないと考え、正当化したものである。

## 第4 汚職防止対策

不正のトライアングル理論にある機会・動機・正当化の3つの要因を排除するため、汚職防止対策として、コンプライアンス※、人事・組織マネジメント及び契約事務の観点から、以下の対策を講ずることが必要である。

※ コンプライアンスの定義については、法令や社会倫理、企業倫理を守ること（広辞苑より）であり、法令のみならず、職員が守るべき倫理もこれに含まれる。このことは、武蔵村山市職員倫理の指針（平成27年3月策定。以下「職員倫理指針」という。）にも記載しており、以下のとおり図解されている。

### <公務員倫理と法令遵守>（※職員倫理指針から抜粋）



## 1 コンプライアンスの徹底

### (1) コンプライアンス研修の充実

#### ア 現状

年度に1回コンプライアンス研修を実施しているが、各課で希望者を推薦する方法で行っており、全職員が受講できる研修ではなかった。

#### イ 取組内容

毎年度全職員を対象に実施し、それぞれの職層に応じて職責や権限が異なるため、職層別にその職層に応じた内容の研修を実施する。

最新の汚職事件を基に、ケーススタディを行い、職員に事件が発生した原因等を考えさせる研修を実施する。

#### ウ 実施時期

令和2年度から

なお、令和元年度は、緊急対応として、事故発生直後に全職員同一の内



<p>容で実施した。</p> <p>エ 所管課 職員課</p>
<p>(2) 職員倫理指針の見直し</p> <p>ア 現状 平成27年3月に策定した後、見直していない。</p> <p>イ 取組内容 (ア) 職員倫理指針中、「職務に関係ある者との注意すべき点」として、金品の授受の禁止、飲食などの接待を受けることの禁止、便宜供与を受けることの禁止を記載しているが、これを、より詳細・明確にすることで職員が具体的にイメージできるように見直す。 (イ) 汚職等を未然に防止するため、「利害関係者との接触に関するルール」について記載する。 【ルールの記載例】 ・汚職等の未然防止のため、庁舎内、現場等で利害関係者と接触する際は、必ず複数の職員で対応するようにし、やむを得ず単独で対応する際は、所属長への事前事後の報告を徹底する。 ・利害関係者と業務上の打合せ等を行う場合は、原則としてオープンスペースで行うことを徹底する。 ・利害関係者から職務上の要望、意見等を受けたときは、速やかに上司に報告し、情報共有を図る。</p> <p>ウ 実施時期 令和2年10月</p> <p>エ 所管課 職員課</p>
<p>(3) 職員倫理指針の周知徹底</p> <p>ア 現状 全職員が庁内情報共有システムで閲覧できる状態にしている。</p> <p>イ 取組内容 全職員が職員倫理指針を理解しやすいように重点事項をまとめた概要版を作成し、新規採用時、コンプライアンス研修の実施時、後述するコンプライアンス推進月間等の機会にこれを活用して、同指針の周知徹底を図る。</p> <p>ウ 実施時期 令和2年度から</p> <p>エ 所管課 職員課</p>

<p>(4) コンプライアンス推進月間の設定</p>
<p>ア 現状 未実施</p> <p>イ 取組内容 国においては、毎年12月に国家公務員倫理月間を設定し、公務員倫理の徹底を図っている。また、東京都においても、全庁的なコンプライアンス推進月間（令和元年度は11月）を設定し、意識啓発を行っている。 本市においてもこれに倣い、コンプライアンス推進月間を設定し、職員倫理指針の周知徹底を図る等コンプライアンス意識の徹底を図る。</p> <p>ウ 実施時期 令和2年12月から毎年度設定</p> <p>エ 所管課 職員課</p>
<p>(5) 懲戒処分事例等の職員周知</p>
<p>ア 現状 未実施</p> <p>イ 取組内容 庁内及び他自治体における主な懲戒処分事例、不正、非違行為等について、庁内電子掲示板を活用して随時職員に周知し、コンプライアンス意識の徹底を図る。</p> <p>ウ 実施時期 令和2年度から</p> <p>エ 所管課 職員課</p>
<p>(6) 職員のコンプライアンス意識の確認</p>
<p>ア 現状 未実施</p> <p>イ 取組内容 コンプライアンス推進月間等の機会を捉え、コンプライアンスチェックシートを配布し、職員のコンプライアンス意識の確認を行うとともに、職員が自らの行動の振り返りを行う。</p> <p>ウ 実施時期 令和2年12月から</p> <p>エ 所管課 職員課</p>

## 2 人事・組織マネジメントの強化・充実

### (1) 管理監督者のマネジメントの強化

ア 現状

実施中

イ 取組内容

不正や非違行為を行う際には、事前に何らかの兆候があるケースが多く、管理監督者は、日常から職員の言動に注意し、状況に変化があるような場合には面接を実施する等状況把握を行い、問題の早期発見に努める。

具体的には、定例の事務打合せ、朝礼、起案の決裁時等、職員と接する様々な機会を活用し、職員の体調管理や生活態度等の状況把握を行う。その際に、金銭面で苦慮している等私的な問題を抱えている職員を発見した場合は、総務部職員課を通じて外部の相談機関等を紹介するなど、組織的な対応に努める。

また、長期にわたり同一の業務を担当している場合に非違行為を行いやすい環境が生まれるため、適宜係や担当業務を変更する等の検討を行う。

ウ 実施時期

引き続き実施

エ 所管課

全庁各課

### (2) 管理監督者を中心としたコミュニケーションの充実

ア 現状

実施中

イ 取組内容

管理監督者を中心として、職場内で日常的に活発なコミュニケーションを行うことで、職員が報告・連絡・相談を行いやすい環境を醸成し、不正や非違行為が発生しにくい職場作りをする。

具体的には、定例の事務打合せを設定する等、コミュニケーションを図ることができる場を作る。

ウ 実施時期

引き続き実施

エ 所管課

全庁各課

### (3) 同一部署への長期在職の弊害を意識した適切な人事異動

ア 現状

実施中

イ 取組内容

同一部署への長期在職は、習熟度が高くなり、業務に精通することで効率性が高まる一方、マンネリズムによる職員のモチベーションの低下、新

	<p>しい知識や技術を習得する機会を逸失することによる人材育成の機会の喪失、組織の活性化が図られない等といったデメリットがある。</p> <p>また、長期在職することにより、業者と親密な人間関係が生まれ、緊張感が欠如する等非違行為を行いやすい環境が生まれる可能性がある。</p> <p>これらの弊害を排除するため、同一部署への長期在職の弊害を意識した適切な人事異動を行う。</p> <p>ウ 実施時期 引き続き実施</p> <p>エ 所管課 職員課</p>
	<p>(4) 汚職等を未然に防止するための職場環境の確保</p> <p>ア 現状 未実施</p> <p>イ 取組内容 「職務に関係ある者との注意すべき点」及び「利害関係者との接触に関するルール」について、事業者向けのポスター等を作成し、各課の窓口に設置する。</p> <p>ウ 実施時期 令和2年度から</p> <p>エ 所管課 職員課</p>
<p><b>3 主管課契約の見直し</b></p>	
	<p>(1) 見積書徴収省略等の決定</p> <p>ア 現状 一部の部署において実施</p> <p>イ 取組内容 統一の様式を作成して見積書徴収を省略し、又は見積書徴収業者を決定する決裁を行う。</p> <p>ウ 実施時期 令和2年度から</p> <p>エ 所管課 全庁各課</p>
	<p>(2) 契約の相手方の決定</p> <p>ア 現状 一部の部署において実施</p> <p>イ 取組内容 統一の様式を作成し、契約の相手方を決定する決裁を行う。</p> <p>ウ 実施時期</p>

	<p>令和2年度から エ 所管課 全庁各課</p>
	<p>(3) 統一的な事務処理方法の徹底</p> <p>ア 現状 未実施</p> <p>イ 取組内容 統一的な事務処理を行うため、新たに主管課契約マニュアルを作成する。また、マニュアル作成に当たっては、形式的、硬直的な対応に陥ることがないように例外的な取扱いにも触れ、市民サービスの低下を招くことのないように柔軟なマニュアルにする。</p> <p>ウ 実施時期 令和2年度</p> <p>エ 所管課 総務契約課</p>
<p><b>4 委託契約に係る変更契約の改善</b></p>	
	<p>委託契約に係る変更契約の改善</p> <p>ア 現状 当初設計金額が客観的な積算基準に基づいていない契約の変更契約については、金額の妥当性の検証ができていない。</p> <p>イ 取組内容 客観的な積算基準に基づいていない契約の変更契約については、緊急性、必要性及び許容性の有無を判断基準とし、客観的に合理性が認められる場合には、積算根拠を明示した見積書等により、その金額の妥当性を検証した上で行うものとする。</p> <p>ウ 実施時期 令和2年度から</p> <p>エ 所管課 総務契約課</p>
<p><b>5 その他</b></p>	
	<p>(1) 予算見積額及び執行何額の積算方法の見直し</p> <p>ア 現状 工事、測量等については、客観的な積算基準により設計金額の積算が行われているが、樹木剪定のように当該積算基準と過去の落札額との乖離があるものは、業者見積により設計金額を積算している。</p> <p>イ 取組内容 積算基準があるものは、原則としてそれを用いて、設計金額を積算する。</p> <p>ウ 実施時期</p>

	令和2年度から エ 所管課 関係各課
	(2) 単価契約の検討 ア 現状 樹木剪定等、毎年度反復的に実施する業務がある。 イ 取組内容 毎年度反復的に実施する業務については、性質や内容に照らしてふさわしい契約形態を検討するものとし、契約全体の中で単価契約に適するものがあれば、見直していく。 ウ 実施時期 令和2年度から エ 所管課 総務契約課及び関係各課

# 資 料 編





## 1 武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会

### (1) 武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会設置要綱

#### 武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会設置要綱

〔令和元年12月12日〕  
訓令（乙）第60号

#### （設置）

第1条 武蔵村山市汚職防止対策検討委員会の検討結果について、第三者の視点から審議するため、武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、武蔵村山市汚職防止対策検討委員会の検討結果について審議し、市長に対し意見を述べるものとする。

#### （組織）

第3条 委員会は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員4人以内をもって組織する。

#### （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。

#### （会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### （意見の聴取等）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

#### （守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### （委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部総務契約課及び同部職員課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

(2) 武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会 提言書

令和2年8月28日

武蔵村山市長 藤野 勝 様

武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会  
委員長 高平 奇 恵

汚職防止対策について（提言）

当委員会は、令和元年9月に武蔵村山市の元職員が収賄罪により逮捕・起訴され、その後、有罪判決を受けるという事故が発生したことを受け、市内の委員会において検討された汚職防止対策について客観的な評価及び検証を行うとともに、再発防止策をより効果的なものにするため設置されました。

審議に当たっては、市内委員会でまとめられた「汚職防止対策について（報告）」のほか、職員倫理（コンプライアンス）、人事・組織マネジメント、入札・契約制度等に係る説明を参考にしながら、武蔵村山市の現状と課題を把握し、市民の信頼回復にふさわしい対策が講じられることになっているか、第三者の視点で検討し議論を重ねてきました。

その結果、市内委員会において検討された汚職防止対策は、一部修正の必要はあるものの、市民の信頼回復に向けた必要な対策が網羅されており、おおむね妥当であると認めました。

今後、汚職防止対策を実施するに当たっては、別紙に掲げる当委員会からの意見を踏まえつつ、迅速かつ着実にこれを進めるとともに、組織の再生・活性化に取り組み、市民サービスの更なる向上と一日も早い市政の信頼回復を図ることを期待します。

## 武蔵村山市汚職防止対策検討委員会の検討結果に対する意見

## 1 コンプライアンスの徹底

武蔵村山市汚職防止対策検討委員会から報告された汚職防止対策案（以下「汚職防止対策案」という。）について、おおむね妥当であると考えているが、特に武蔵村山市職員倫理の指針（平成27年3月策定。以下「職員倫理指針」という。）の周知徹底を図ることが肝要であるので、今回の事故を踏まえた内容に改訂するとともに、全職員が理解しやすいように重点事項をまとめた概要版を作成し、かつ活用されたい。

また、コンプライアンス研修の実施の際には、職員倫理指針の周知徹底を図ることができるよう、当該指針の内容を踏まえたものとされたい。

## 2 人事・組織マネジメントの強化・充実

汚職防止対策案について、おおむね妥当であると考えているが、特に今回の事故の動機となった私生活において金銭面で苦慮する等私的な問題を抱えている職員に対しては、その状況を把握した際に、解決の支援や助言ができる外部の機関を紹介する仕組みを構築する等、組織として対応されたい。

## 3 主管課契約の見直し

汚職防止対策案について、おおむね妥当であると考えている。主管課契約は、業務の効率性及び円滑性の観点から必要なものであると考えているが、事前のチェック体制の強化は必要不可欠である。

なお、マニュアルの作成に当たっては、担当者の恣意的な判断を排除し、不正を防ぐものとするのは当然であるが、例外的な取扱いにも触れ、市民サービスの低下を招くことのないようにするとともに、形式的、硬直的な対応に陥ることなく、柔軟な対応を望むものである。

## 4 委託契約に係る変更契約の改善

問題の所在は、客観的な合理性が確認されないまま変更契約を行ったことから、緊急性と必要性、許容性の有無を判断基準とし、客観的に合理性が認められる場合には、可能とするべきである。

なお、チェック体制の強化は必要であるが、硬直的な対応に陥り市民サービスの低下につながらないように注意していただきたい。

## 5 その他

毎年度反復的に実施する業務については、性質や内容に照らしてふさわしい契約形態を検討するものとし、それに単価契約を含ませる程度でよいと考える。

樹木剪定のように、あまり単価契約に適さないものを、あえて例示する必要はなく、契約全体の中で単価契約に適するものがあれば検討し、この機会に広く見直していただきたい。

(3) 武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会開催経過等

ア 開催経過

回	開催日	主な審議内容
第1回	令和2年2月21日	1 委員長の互選について 2 職務代理者の指名について 3 その他
第2回	令和2年3月24日	1 汚職防止対策について 2 その他
第3回	令和2年7月30日	1 汚職防止対策について 2 提言書（案）について 3 その他
第4回	令和2年8月28日	1 提言書（案）について 2 その他

イ 提言

提言年月日	提言先	件名
令和2年8月28日	市長	汚職防止対策について（提言）

(4) 武蔵村山市汚職防止対策第三者委員会委員名簿

区 分	氏 名	選出区分
委 員 長	高 平 奇 恵	識見を有する者
職務代理者	加 園 多 大	
委 員	尾 本 健 司	
委 員	佐 藤 幸 男	

※ 委員長、職務代理者以外は、五十音順

※ 敬称略

## 2 武蔵村山市汚職防止対策検討委員会

### (1) 武蔵村山市汚職防止対策検討委員会設置要綱

#### 武蔵村山市汚職防止対策検討委員会設置要綱

〔 令和元年10月2日  
訓令（乙）第52号 〕

#### （設置）

第1条 令和元年9月26日に武蔵村山市職員が収賄の容疑で逮捕された事件を踏まえ、汚職防止対策について検討するため、武蔵村山市汚職防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、汚職防止対策について検討し、その結果を市長に報告する。

#### （組織）

第3条 委員会は、委員12人で組織する。

2 委員は、企画財務部長、同部財政担当部長、総務部長、総務部文書情報課長、市民部収納課長、協働推進部環境課長、健康福祉部子ども育成課長、都市整備部都市計画課長、同部道路下水道課長、会計管理者、教育部教育総務課教育施設担当課長及び同部文化振興課長の職にある者をもって充てる。

#### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は総務部長の職にある者を、副委員長は企画財務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### （意見の聴取）

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の意見を聴取することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務契約課及び同部職員課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月2日から施行する。



(2) 武蔵村山市汚職防止対策検討委員会開催経過等

ア 開催経過

回	開催日	議 題
第1回	令和元年11月19日	1 汚職防止対策について 2 その他
第2回	令和元年12月16日	1 汚職防止対策について（コンプライアンス・人事管理・組織マネジメントの観点から） 2 その他
第3回	令和2年 1月 8日	1 汚職防止対策について 2 その他
第4回	令和2年 1月29日	1 汚職防止対策について 2 その他
第5回	令和2年 2月19日	1 汚職防止対策について（報告案） 2 その他

イ 報告

報告年月日	報告先	件 名
令和2年2月28日	市長	汚職防止対策について（報告）

(3) 武蔵村山市汚職防止対策検討委員会委員名簿

(任期：令和元年10月2日から令和2年2月28日まで)

区分	氏名	職名
委員長	比留間 毅浩	総務部長
副委員長	高尾 典之	企画財務部長
委員	荒井 一浩	企画財務部財政担当部長
委員	安齋 高	総務部文書情報課長
委員	平崎 智章	市民部収納課長
委員	川口 渉	協働推進部環境課長
委員	室賀 和之	健康福祉部子ども育成課長
委員	並木 篤志	都市整備部都市計画課長
委員	田村 崇寛	都市整備部道路下水道課長
委員	池谷 敏久	会計管理者
委員	指田 光春	教育部教育総務課 教育施設担当課長
委員	中村 顕治	教育部文化振興課長

※組織順

